

南企監第9号
平成29年7月4日

南房総広域水道企業団
企業長 太田 洋 様

南房総広域水道企業団
代表監査委員 鈴木 朋 美



平成28年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計の資金不足比率等について審査をしたので、その結果について別添のとおり意見書を提出します。



平成 28 年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計
経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 28 年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査の結果等は、下記のとおりである。

記

1 審査の期日

平成 29 年 7 月 4 日（火）

2 審査の概要

審査に当たっては、南房総広域水道企業団監査委員の職務執行等に関する規程第 4 条第 4 号の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、関係法令に定められた基準に準拠し適正に表示されているかどうかを主として審査した。

3 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	資金不足比率	法が定める経営健全化基準
水道用水供給事業会計	－ %	20%

（注）資金不足を生じない場合は、「－」と表記。

4 審査意見

審査に付された平成 28 年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計決算書中貸借対照表に計上された流動負債の額から企業債、引当金及び年賦未払金を控除した額 198,518 千円に対し、流動資産の額は 5,539,809 千円となっており、資金不足率を算定すべき資金不足額は生じていないため、法が定める経営健全化基準の 20%に照らして良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。